

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の概要

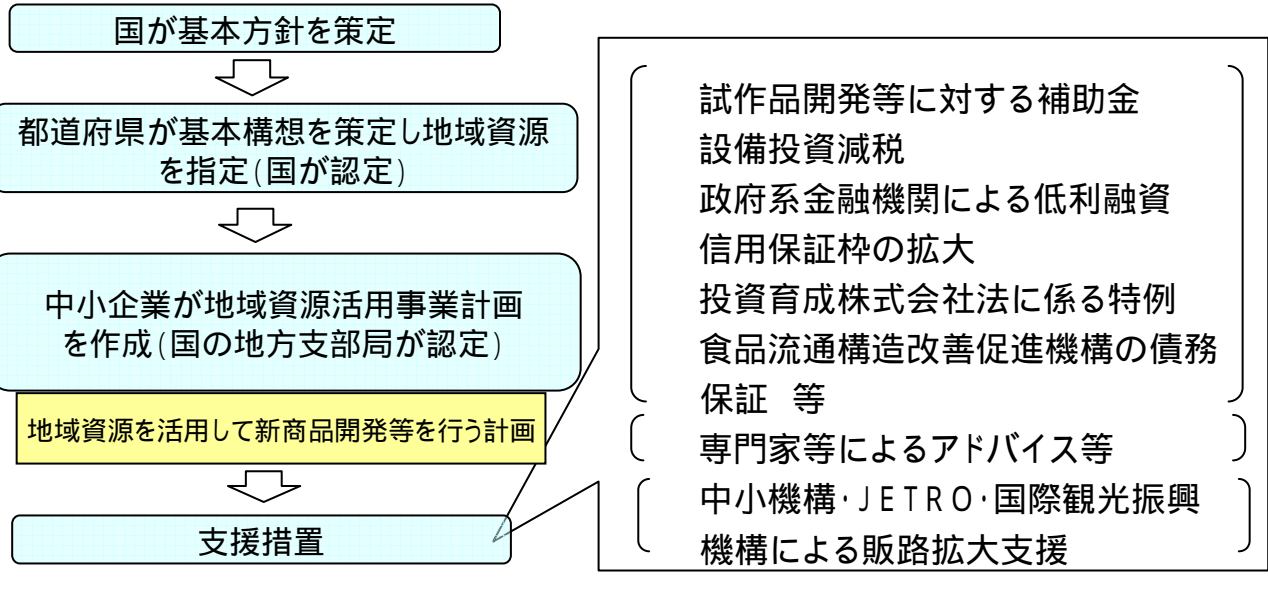
～「中小企業地域資源活用プログラム」の創設～

各地域の「強み」である地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源)を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を総合的に支援。地域によって景気回復にばらつきのある中で、地域産業発展の核となる新事業を5年間で1,000創出する。また、平成19年度予算に101.3億円の関係予算を計上。(「経済成長戦略大綱」、「骨太の方針」)

1. 新法による支援のポイント

地域の「強み」となる地域資源を、地域主導で掘り起こす取組を支援。
 マーケティング、ブランド戦略に精通した人材・仕掛人。
 産学官連携、農工連携など、従来の垣根を超えて、地域の力を結集。
 首都圏など大都市、更には海外市場を視野に。
 関係6省(農水省、総務省、文科省、厚労省、経産省、国交省)の協力体制を整備。

2. スキーム及び支援措置



3. その他関連施策

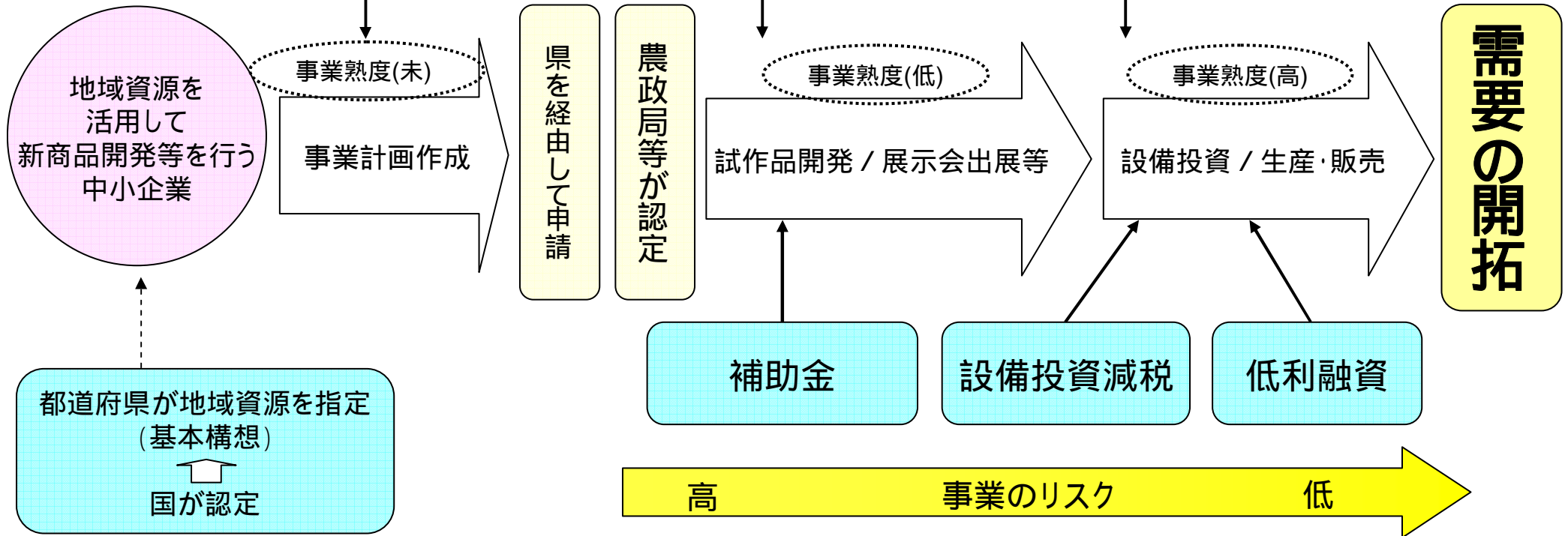
「地域中小企業応援ファンド」(中小企業基盤整備機構に5年間で2,000億円程度の資金枠を確保)
 中小機構による商談会の開催やアンテナショップの開設
 地域中小企業と外部人材とのネットワーク構築活動に対する支援
 地域資源を活用するための大学等と連携した研究開発に対する支援 等

(は予算事項)

中小企業地域資源活用促進法に基づく支援のスキーム

ハンズオン支援(専門家によるきめ細かなアドバイス)

[全国10箇所に地域支援事務局を設置]



(支援対象)

都道府県の指定する「地域資源」を活用した取組であること
新規性があり、域外市場への需要開拓を目指す取組であること